

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
告示	
○県統計調査の実施 (統計課)	1
○平成25年度自衛官候補生の募集期間等 (危機管理・防災課)	1
○道路の区域変更 (4件) (道路課)	1
○道路の供用開始 (〃)	2
公告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (2件) (県民生活・男女共同参画課)	2
○河川整備計画の策定 (河川課)	2
落札公告	
○落札者等の公告 (公営企業局 県立病院課)	2

告 示

高知県告示第7号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。
平成26年1月14日
高知県知事 尾崎 正直

- 調査の名称
高知県内水面漁業漁獲統計調査
- 調査の目的
本県における内水面漁業の魚種別等漁獲量について調査を行い、内水面漁業全般の施策を図る上での基礎資料とするため。
- 調査対象の範囲
 - 地域
高知県全域
 - 単位
漁業協同組合
 - 属性
内水面の漁業協同組合
- 報告をを求める事項及びその基準となる期間

- 報告をを求める事項
 - 漁業協同組合の名称
 - 魚類の漁獲量
 - 藻類の漁獲量（藻類のうちアオノリ及びアオサにあっては、生産金額を含む。）
 - 貝類の漁獲量
 - その他の水産動物の漁獲量
 - その基準となる期間
平成25年1月1日から同年12月31日まで
- 報告を求める者
 - 数
20漁業協同組合
 - 選定方法
県内の内水面の漁業協同組合から有意抽出する（農林水産省の内水面漁業生産統計調査（一般統計調査）の対象となっている漁業協同組合を除く。）。
 - 報告を求めるために用いる方法
 - 調査組織
県が内水面の漁業協同組合に直接報告をを求める。
 - 調査方法
郵送調査
 - 報告を求める期間
平成26年2月28日から同年3月31日まで

高知県告示第8号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間等を次のとおり告示する。
平成26年1月14日
高知県知事 尾崎 正直

- 男子（平成26年3月及び4月採用予定）
 - 募集期間
随時（最終期限は、平成26年1月31日（金））
 - 試験種目、試験期日及び試験会場

試験種目	試験期日	試験会場
筆記試験 適性検査 口述試験 身体検査	平成26年2月1日 (土)	香南市香我美町上分3390 高知駐屯地

- 問い合わせ先
自衛隊高知地方協力本部
電話番号088-822-6128

ホームページアドレス <http://www.mod.go.jp/pco/kochi/>
高知県告示第9号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成26年1月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成26年1月14日
高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 国道
- 路線名 194号
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町上八川 下分字橋詰4516番1 から 吾川郡いの町上八川 下分字橋詰4507番1 まで	前	13.0 } 25.0	89
	後	13.0 } 30.0	89

高知県告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成26年1月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成26年1月14日
高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 国道
- 路線名 321号
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐清水市清水字東 谷852番64	前	22.0 } 23.0	36
	後	12.5 } 13.0	36

高知県告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年1月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年1月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知伊予三島
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐郡土佐町東石原字シツクタキ3141番6から 土佐郡土佐町東石原字シツクタキ3142番1まで	前	3.2 }	50
	後	10.1 }	50
		13.0	

高知県告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年1月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年1月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 甲殿弘岡上
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市春野町森山字スス亀2717番1から 高知市春野町森山字同免2355番1まで	前	6.6 }	298
	後	10.3 }	298
		20.5	

高知県告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成26年1月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年1月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町下津井字カセフチ358番1から 高岡郡四万十町下津井字スゲノサコ795番1まで	107	平成26年1月14日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成26年1月6日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成26年1月6日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載された目的
平成26年1月6日	特定非営利活動法人 日本防災士会 高知	土居 清彦	高知市西塚ノ原62番地1	この法人は、広く一般県民を対象として、幅広い防災啓発活動を実施するとともに、平時における地域防災力の向上と災害時における支援活動に取り組む防災士や防災士の活動に賛同する県民等への支

援を通じて、安全で安心な社会の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成26年1月6日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成26年1月6日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載された目的
平成26年1月6日	特定非営利活動法人 長尾鶏センター	窪田 正夫	南国市篠原48番地	この法人は、特別天然記念物長尾鶏の飼育・保存を行うと共に後継者の育成を図る。又、観光資源としての広報活動や展示を行うことにより公益の増進に寄与することを目的とする。

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により一級河川仁淀川水系について河川整備計画を次のとおり定めたので、同条第6項の規定により公表する。

平成26年1月14日

高知県知事 尾崎 正直

（「次のとおり」は、省略し、高知県土木部河川課及び高知県中央西土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める

政令（平成7年政令第372号）第11条及び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程（平成7年高知県企業局管理規程第9号）の規定により例によるとされている高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成26年1月14日

高知県公営企業局長 岡林 美津夫

- 1 随意契約に係る購入物品の名称及び数量
据置型デジタル式循環器用X線透視診断装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県公営企業局県立病院課 高知市丸ノ内一丁目7番52号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成25年11月25日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社シーメック 高知市南久保9番8号
- 5 随意契約に係る契約金額
97,545,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号に該当するため